

## 「東名ジャンクション(仮称)上部空間等利用計画(素案)」区民意見募集実施結果について

区民意見募集にご協力をいただき、ありがとうございました。実施結果について、下記のとおりご報告いたします。

### 1. 区民意見募集の実施結果

- ・期間：平成 27 年 7 月 15 日(水)～平成 27 年 8 月 31 日(月)
- ・媒体：区のお知らせ(7 月 15 日)、区のホームページ、区内施設への閲覧資料配架、上部空間等利用ニュース第 3 号
- ・受付状況：28 人(意見数 34 件)
- ・素案報告会開催(平成 27 年 8 月 17 日開催 参加者 24 人)
- ・区民意見等内訳

区分	人数
はがき	5
ファクシミリ	9
ホームページ	2
持参	1
素案報告会意見	7
その他	4
合計	28

### 2 「東名ジャンクション(仮称)上部空間等利用計画(素案)」区民意見募集における意見と、区のお考え(平成 27 年 10 月 30 日時点)

別紙をご参照ください。

なお、平成 27 年 8 月 17 日に開催した素案報告会の配布資料につきましては、区のホームページをご覧ください。また、砧総合支所街づくり課にて配布をしております。

[世田谷区ホームページ](#) [住まい・街づくり・交通](#) [街づくり](#) [街づくり](#)

[砧総合支所管内の街づくり](#) [東京外かく環状道路東名ジャンクション\(仮称\)上部空間等利用計画](#)

### 3 「東名ジャンクション(仮称)上部空間等利用計画(素案)」の位置づけと今後の進め方

本素案は、地域の皆様のご意見を踏まえ区が基本方針とゾーニングをまとめたものです。今後、本素案を基に、外環事業者(国土交通省や高速道路株式会社)や東京都等の関係機関と協議・調整を行います。

また、平成 26 年度に地域の皆様にご参加いただき取りまとめた「上部空間等利用計画・ワークショップ案」や、本素案に対する区民意見募集等、皆様のご意見を踏まえるとともに、東名ジャンクション周辺地区の街づくりとの整合も図りながら、平成 28 年度以降に「東名ジャンクション(仮称)上部空間等利用計画(案)」を作成します。

上部空間等利用計画(案)では、上部空間等利用が可能な範囲を確定し、施設整備の主体や管理区分を明確化したうえ、より具体的な計画づくりに向け、今後も皆様のご意見を伺ってまいります。

「東名ジャンクション(仮称)上部空間等利用計画(素案)」  
 区民意見募集における意見と、区の考え方(平成27年10月30日時点)

ご意見については、原文を尊重し、掲載させていただきました。

番号	項目	ご意見(原文)	区の考え方
1	上部空間等利用(全般)	<p>現状を見ますと、多摩堤通り、世田谷通りからはやや見え難い場所にあります。そこで、住民が憩える賑わいを創生することがとても重要だと思います。そのためにはいくつかの検討課題があります。</p> <p>路線バスの迂回や停留所など、交通の至便性を向上させるための方策の検討。</p> <p>みどりのみずと農のある憩いの公園とありますが、これでは静的すぎるように思います。地方ではバラ園を造って成功した例もあります。</p> <p>思い切って、ティーハウスの営業などを民間に委託することも良いと思います。</p> <p>練馬の埼玉外環部分がなぜ利用されていないのか、住民に公表してください。</p>	<p>上部空間等が、誰もが利用し交流できるにぎわいの場となるよう、上部空間等利用計画(案)づくりを進めてまいります。併せて、周辺の交通環境の改善など必要な検討も進めてまいります。</p> <p>具体的な公園整備の計画づくりや上部空間等のにぎわいづくりについては、今後、いただいたご意見を参考に、検討してまいります。</p> <p>練馬の外環部分に関するご要望については、練馬区に伝えてまいります。</p>
2	上部空間等利用(全般)	<p>日頃から、みどり33の実現にご尽力頂き感謝申し上げます。</p> <p>上部空間利用についても、周辺街づくり計画についても、数次におよぶワークショップや街歩き等を実施され、多数の素晴らしい意見が数多く寄せられていることと思います。</p> <p>このような機会は地元にとっても、又世田谷区にとってもそうあるものではないと考えます。</p> <p>同じ外環予定地上部にある小田急線北側に展開する野川を中心として、東に国分寺崖線、西にきたみふれあい広場、更に東に戻って野川緑地広場他が、昨年日本生態系協会の「関東・水と緑のネットワーク百選」に選ばれました。</p> <p>現在検討されている外環東名JCT周辺は、この成城4丁目と喜多見9丁目にまたがるエリアにひけを取らぬ資源に恵まれております。</p> <p>近くには野川をはさんで今回大量の埋蔵文化財の出た国分寺崖線の殿山や次大夫堀、いくつもの社寺や農村風景、更には東に砧公園、西に多摩川と将来の素晴らしい環境が約束されたようなエリアです。</p> <p>統一のとれた植樹や緑化を実施していただければ、必ずや10年・20年後には素晴らしいみどりの帯になるでしょう。</p> <p>近々、喜多見で農大の先生によるシンポジウムも実施されるとお聞きします。</p> <p>是非、この機会に個々のアクションエリアではなく、全体を一つのアクションエリアととらえて、新しい「みどり33」の核を一つ増やす動き・活動を盛り上げていただきたい。</p> <p>まずは、貴意を得、意見申し上げる次第です。</p>	<p>ご指摘の通り、上部空間等を含む東名ジャンクション周辺地区では、野川や国分寺崖線など地域の資源を保全し、自然環境を活かしたみどり豊かな街づくりを進めてまいります。</p>

3	上部空間等利用(全般)	<p>野川沿いの並木から「さくら」の文字が消えています。検討会の資料を見てもかなり「桜並木」としての要望があります。何故桜並木としたのかは、単に緑豊かな空間としての位置づけではなく、この場所を桜の名所にしたいという願望があったからです。私自身もそうです。春の頃は野川沿いの桜を眺めに来る人、桜を愛でながら広場でつろぐ人で賑わうといった、街づくりの一つのキー(目玉)になる対策として提案したものです。</p> <p>ただ単に「桜も樹木だから同じ」ではありません。全く意味が異なります。そして何ら新鮮さを感じられず、従来 of 街づくりと何が違うのか、聞き手も聞き流して終わりでしょう。正直言って、あれだけ論議したことの意図が伝わらず、寂しく感じます。</p> <p>そしてこれは、エリアマネジメントの一つ(地域の魅力づくり)になるのではないのでしょうか。事務的に処理するのではなく、あそこに住む人の立場で、住民が何を求めてあのような提案をしているのか、提案の意図を十分考えてください。</p> <p>そしてただ様々な機能の寄せ集めで一体感のない計画ではなく、この場所がどのような場所か一言で言い表せるような、またイメージできるようなものにしてください。</p>	<p>上部空間等利用計画(素案)は、地域の皆様のご意見を踏まえ区が基本方針とゾーニングをまとめたものです。</p> <p>本素案を基に、今後、関係機関(外環事業者や東京都等)との協議・調整を進め、上部空間等利用計画(案)づくりを進めてまいります。</p> <p>野川沿いの桜並木のご要望も踏まえ、地域の魅力アップに繋がる上部空間等利用計画(案)づくりを検討してまいります。</p>
4	上部空間等利用(全般)	<p>外環による地域分断を解消するよう、地域力を高める上部空間等利用を期待する。</p>	<p>上部空間等を利用して、交流できる様々な地域コミュニティの場を設けるよう、上部空間等利用計画(案)づくりを進めてまいります。</p>
5	上部空間等利用(全般)	<p>上部空間等利用計画(素案)ではゾーン区分までを示している。今後、より詳細な上部空間等利用計画を策定していくことになるが、計画策定においても住民が参加できるような機会はあるのか。</p>	<p>上部空間等利用計画(素案)を基に今後、上部空間等利用計画(案)づくりに向けて、関係機関(外環事業者や東京都等)との協議・調整を進め、区域や整備主体、管理区分を決めてまいります。その過程でも区が利用できる部分については、引き続き皆様のご意見を伺いながら進めてまいります。</p>

6	上部空間等利用(全般)	<p>上部空間等利用計画報告会の感想  東名JCTの上部空間等利用計画はおよそ4.5ha巨大な公共施設が地区住民にとって迷惑施設として建設に反対する意見を抑制するために検討されてきたように思えます。  上部空間だけでなく高架下も利用して安全、安心や生活環境の心地よい緑を含めた街づくりによって迷惑施設のマイナスイメージを払拭しようとする意図が強く感じられます。  その為かJCT施設の中で重要な換気所や料金所の存在や緑の減少、景観への影響などの懸念についての情報を排除した中で環境維持に向けた環境対応策としての利用計画になっています。  このような利用計画だけで迷惑施設のマイナスイメージをプラスイメージに転嫁しようとしているしか感じられません。  建設事業側の立場にとって都合の悪い情報を示さないで都合の良い部分の情報操作での利用計画づくりです。  学識経験者や住民の意見を利用して無関心な住民、受動的に受け止めやすい傾向にある住民からの参加者と意見を期待出来ない状況を感じました。  行政の利用計画を無条件に受け入れ、考えることなく進んでいくことに不安を感じます。</p>	<p>東名ジャンクション(仮称)の整備による影響を少しでも防ぐため、上部空間等を未来に引き継ぐ地域の資産としていきたいと考えております。今後とも、皆様のご意見を伺いながら、上部空間等利用計画(案)づくりを進めてまいります。</p>
7	上部空間等利用(基本方針)	<p>上部空間等利用計画の基本方針では、地域の防災拠点としての位置付けがある。阪神・淡路大震災では、高速道路が崩壊し、被害の要因となっていたことを考えると、高架下は地域の防災拠点として安全と言えるのか疑問である。コンクリートの耐用年数はどの程度なのか、将来40年後に災害が発生したとして果たして安全といえることができるのか。災害拠点として位置付けるのであれば、学校の校庭や体育館など広い地面のある場所こそ、災害時に必要だと思う。</p>	<p>高速道路株式会社より、「東名高速道路の構造物は、阪神・淡路大震災を踏まえた耐震補強を講じている。また、東京外かく環状道路の構造物は、東日本大震災を踏まえた技術基準に基づいて工事を行う。」と伺っております。  また、「耐用年数については地域毎の気象環境や交通特性などにより異なるが、適切な維持管理を行うことで、長期的な高速道路の安全・安心を確保し、高速道路機能を将来にわたって継続的に維持できるよう取り組んでいく。」と伺っております。  高架下における地域の防災拠点としての利用につきましては、青空部分も含め、災害時には資材や物資を一時的に保管し、平常時には防災訓練を行うこと等を想定しております。  いただいたご意見を踏まえ、上部空間等利用計画(案)づくりを検討してまいります。</p>

8	上部空間等利用(基本方針)	<p>上部空間等利用計画の基本方針の3)に記載されているが、上部空間等利用の対象となる区域は、地域の防災拠点として利用できると思う。しかし、3)の最初に記述されている「東京外かく環状道路は都心に集まる幹線道路と連結するため、震災時にはそのネットワークを生かした救援物資の輸送などが可能となるとともに」の部分は不要だと思われる。災害が起きれば、高速道路は通行できなくなる。特に外環道は地下であるため、車を放置して徒歩で避難することになるだろう。したがって、震災が発生すれば高速道路は使えなくなり、救援物資の輸送はできないと思われる。また、この記述は外環そのものに関する記載であり、上部空間等利用計画とは直接関係ないのではないか。</p> <p>また、地方での災害時に備えるなどの内容はなくてもよいと思う。これまで話し合ってきたのも、地域で使えるようにしようということであった。</p>	<p>地域や住民の生命・身体・財産を災害から守るため、区と防災関係機関が災害対策を実施することを定めた「地域防災計画」において、震災時の外環道の位置づけについて「震災時には、交通ネットワークを活かした救援物資・資機材の輸送路、大型重機の移送路として、大きな役割が期待されている」としております。この位置づけを踏まえ、基本方針の3)について記載いたしました。</p> <p>東名ジャンクション(仮称)の整備に伴う上部空間等利用については、いただいたご意見を踏まえ、上部空間等利用計画(案)づくりを検討してまいります。</p>
9	上部空間等利用(基本方針)	<p>この地域の防災のための拠点については理解できるが、他の地域に災害があった場合の対応を記載することには疑問がある。</p>	
10	上部空間等利用(ゾーニング図・ゾーン区分)	<p>周辺まちづくりのワークショップ参加し、概要版を拝見しました。当初の区の参考プランでは障害者の福祉施設+農が際立っていましたが、ワークショップでは近隣高齢者を主たる対象とした福祉施設が必要だとの意見が多かったはず。また、農をしたい、するべきだとの意見はワークショップのどのグループからも出ていなかったのではないのでしょうか。さらには、近隣自治会事務所も要望してきたが、どこにも記載がありません。</p>	<p>平成26年度に開催した上部空間等検討ワークショップでは、高齢者福祉施設や近隣自治会事務所、障害者福祉施設、農とのふれあいが必要とのご意見をいただきました。</p> <p>ご指摘のあった障害者施設や農の風景と触れ合える場については、区の施策として必要な施設であり、上部空間等利用計画(素案)に記載するとともに、今後、具体的な検討を進めてまいります。</p> <p>また、高齢者や地域の皆様が利用し、交流できる様々な地域コミュニティの場を設けるよう、ワークショップ等、地域の皆様のご意見を踏まえ、上部空間等利用計画(案)づくりを検討してまいります。</p>
11	上部空間等利用(ゾーニング図・ゾーン区分)	<p>高速道路の高架下に設置が計画されている人が集まる次の施設はやめるべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、喜多見小学校第二校庭</li> <li>2、体育室・運動広場</li> </ol> <p>理由：直下型地震による大震災が想定されている東京においても、阪神淡路震災で発生した高速道路高架の倒壊・崩壊のような事象が発生しないとは言えない</p> <p>高架下の施設は大変危険であり、まして多数の人が集まる様な施設を設置すべきではない。</p>	<p>高速道路株式会社より、「東名高速道路の高架の橋脚は、阪神・淡路大震災を踏まえた耐震補強を講じている。また、点検等を実施しながら、適切な維持管理を行い、必要に応じて補強工事などの対応を行っている。」と伺っております。</p> <p>区としても、東名ジャンクション(仮称)において、できるだけ多くの有効利用を進めていきたいと考えております。高架下に区民施設を設置するにあたっては、ご指摘のようなご心配に対しても、高速道路株式会社と協議・調整を図り、安全・安心の確保に努めてまいります。</p>

12	上部空間等利用 (ゾーニング図・ゾーン区分)	ランプ近傍に設置予定の福祉・交流・防災拠点は別の場所に移動すべきである。 理由:直下型地震によりどのような2次災害が発生するか予測できないが、トンネル内を走行中の車両が多重追突事故を起こし大火災になる可能性が高いと思われる。 火災の発生により熱気や炎がランプ部から地上に吹き出すことを考えると、その近傍に人が集まる拠点を設けるべきではない。	外環事業者(国土交通省・高速道路株式会社)より、「発災時の煙の換気運用や安全対策について、他の道路トンネルの事例や、学識経験者の意見を踏まえながら検討を行っている。」と伺っております。 区としても、東名ジャンクション(仮称)において、できるだけ多くの有効利用を進めていきたいと考えております。ランプ近傍に区民施設を設置するにあたっては、ご指摘のようなご心配に対しても、高速道路株式会社と協議・調整を図り、安全・安心の確保に努めてまいります。
13	上部空間等利用 (ゾーニング図・ゾーン区分)	小学校の第二校庭とあるが、そこで児童が遊んでいるときにコンクリートが落下して被害が出るのではないか。	高架下空間の利用にあたっては、コンクリートはく落防止用のシート(連続繊維シート)を高速道路の橋の下面に接着する等、コンクリートのはく落の対策を講じて、安全・安心の確保に努めてまいります。
14	上部空間等利用 (ゾーニング図・ゾーン区分)	上部空間等利用計画(素案)のゾーニング図に河川管理用通路が示されていない部分があるが、将来、この示されていない部分の河川管理用通路は確保されないのか。	野川の河川管理用通路は、外環工事終了後も現状と変わらず残り、自転車と歩行者の通行ができます。 なお、ゾーニング図等については、今後、見やすくなるよう工夫してまいります。
15	上部空間等利用 (ゾーニング図・ゾーン区分)	上部空間等利用計画(素案)の緩衝緑地について、喜多見小学校の周辺では緩衝緑地の幅が広がっているが、野川沿いの喜多見六丁目辺りではその幅が狭くなっている。野川沿いの部分も、喜多見小学校周辺と同じようになるべく多くの樹木を植えて緑化してほしい。できれば、ジャンクション周辺の全てが緑化できるとよい。	トンネルの出入口等、野川に並行する外環道の開削部分については、それに沿って緑化を図り、高速道路の影響を軽減する緩衝緑地帯とする計画としております。今後、緩衝緑地の具体的な検討を進めていく中で、樹種や緑地帯の幅など、皆様のご意見を伺いながら進めていく予定です。
16	上部空間等利用(施設整備)	ぜひ、ドッグラン(常設)を作ってください。	区立公園のドッグランは、公園の規模や近隣住宅との距離などの特質を踏まえ、多様な公園利用と調整を図りながら、曜日や時間を限定した「利用調整型のドッグラン」として行っております。ご理解ください。
17	上部空間等利用(施設整備)	世田谷区民のみならず、国際的にも利用可能な多目的総合スポーツ体育施設の建設を望んでおります。緑にセパレートされた美しい外観と陸上トラックを始め、屋内競技場(水泳競技も含む)の建設に伴い、環境の整備が必要。ショッピングモールや地元商店の出展により、世田谷区全体の地名の上昇や世田谷区活性化につながると考えられる。又、区民からも活躍される選手が輩出される事が考えられます。期待をします。	上部空間等の利用に際しては、道路占用の制限・条件等があるため、設置が難しい施設がございます。ご理解ください。

18	上部空間等利用(施設整備)	<p>東名ジャンクションの上部空間の利用についてですが、現在の野川より、より良くなるよう希望します。現在の野川では、犬の散歩、ランニングや歩行者、自転車など、1つの遊歩道を利用しており、あまり整備されていない様に感じています。新しい上部空間では、自転車コースや人の歩く遊歩道とか分けてくださるとありがたいです。又、高齢者や障害のある人が利用しやすい様、車椅子の動きやすい道(道路)やエレベーターなどつけていただきたいと思います。</p>	<p>具体的な整備にあたっては、ユニバーサルデザインを考慮するなど、安全で快適な道づくりに努めてまいります。</p>
19	上部空間等利用(施設整備)	<p>みどりのみずと農のある憩いの公園 私は長年、喜多見6丁目に居住し、この度の外環による住居接収により立ち退いたものです。私たち家族はこの地域が好きで引き続き喜多見6丁目に住居を構えました。4世代が引き続き喜多見6丁目に住んでいます。 この地域をより良い環境にするため、今回作られる公園をより有効に活用できるようにして頂きたいと願っております。 私は長年にわたり砧小学校を中心とした少年サッカーチームを指導してまいりました。現在は孫もこのチームにお世話になっております。 以前から感じていたことですが、小学校の校庭以外では安心してボールを蹴られる広場がなく、クラブ活動以外で気軽に子供達だけで練習のできる環境が近くにあればいいなと思っておりました。 今回作られる公園にこのような広場をぜひ作って頂きたいと思います。 自分の住んでいた場所で孫たちと一緒にボールを蹴ることが出来れば、この上ない幸せです。よろしく、ご検討お願い致します。</p>	<p>具体的な公園整備の計画づくりについては、いただいたご意見を参考にし、上部空間等利用計画(案)づくりや各施設整備計画づくりを検討してまいります。</p>
20	上部空間等利用(施設整備)	<p>防災を考えるのなら、救急医療施設を上部空間の適切な場所に設けるべきである。 トンネル内で発生する人身事故への対応施設が必要である。 大震災時には救急車を含め遠方への搬送は困難であるから、ランプ部等の地上へのアクセス部に近い場所に救急医療施設を設置しておく必要がある。</p>	<p>地域や住民の生命・身体・財産を災害から守るため、区と防災関係機関が災害対策を実施することを定めた「地域防災計画」において、災害時における医療救助活動の協定等を社団法人世田谷区医師会、社団法人玉川医師会と締結しています。また、平時の救急医療機関も14病院が指定されています。砧地域では直近で至誠会第二病院となっています。ご理解ください。</p>
21	上部空間等利用(施設整備)	<p>障がい者のための施設の建設をお願いします。特に短期入所の希望が増加していますが、ほとんど受けてもらえないという状況ですので、是非、その枠を増やしていただくとありがたいです。 又、地震などの災害のための福祉避難所としての機能も備えていただくと安心です。</p>	<p>障がい者施設等の設置についてのご意見を参考にし、上部空間等利用計画(案)づくりや各施設整備計画づくりを検討してまいります。</p>

2 2	上部空間等利用(施設整備)	殿山の横穴墓が2基出ていたが、また、15基出土した。上部空間利用で横穴墓を再現するなど、地域資産として継承する整備をしてほしい。	発見された殿山横穴墓群は、地域の歴史を伝える大切な遺跡であると認識しており、区としても、何らかの形で継承できる工夫がないか、外環事業者等関係機関へ伝えてまいります。また、外環事業者とともに、遺構や出土遺物などを広く知っていただけるような検討も進めてまいります。
2 3	上部空間等利用(施設整備)	遺跡が多く出土している。出土品などを展示できる上部利用計画を考えてほしい。	
2 4	上部空間等利用(施設整備)	上部空間等利用計画(素案)の中で、野川沿いに並木を作るとのことだが、マラソンができるくらいの歩行者空間を確保してほしい。	外環と野川の河川管理用通路の間に並木を植栽する計画であり、河川管理用通路は、外環工事終了後も現状と変わらず残り自転車と歩行者の通行ができます。
2 5	上部空間等利用(整備時期)	上部空間等利用のスケジュールは、外環工事の進捗状況によってはずれてくるのではないかと。外環工事について私が知っているのは、本線トンネル工事が平成31年度に終わる予定だということだが、その他の工事はその後どう進むのか。上部空間等利用の整備工事は、外環工事の進捗状況によって、いつから始められるかが決まってくると思う。	上部空間等利用の施設整備の工事着手時期は、原則として、外環事業完了以降となります。上部空間等利用計画(案)づくりや各施設整備計画づくりを進めながら、外環事業の進捗状況を確認し、施設整備の工事着手時期の調整に努めてまいります。
2 6	上部空間等利用(整備時期)	近隣住民に高速道路車両による環境軽減を考慮してもらう為、7)緩衝緑地及び8)野川沿いの並木を、高速道路利用車両走行可能時期と同時期に完成してください。 近隣住民は、毎日のように散歩、ジョギング等でこの辺を利用しています。毎日の生活習慣に悪影響が出ないように、緩衝緑地及び並木の先行(道路完成時と同時期)工事の着手をしてください。	上部空間等利用の施設整備の工事着手時期は、原則として、外環事業完了以降(高速道路の通行開始時期以降)となります。できるだけ早期に整備できるよう、外環事業者(国土交通省・高速道路株式会社)と協議・調整を図ってまいります。
2 7	東名ジャンクション周辺地区街づくり	外環施工側の考える機能補償道路と、世田谷区が道路ネットワークとして区道の規格の整合性が明確ではありません。道路幅は計画図に提示されていますが、ライフライン(上下水道、ガス、電気、IT網等の地中線化)は明確にされておりません。	都市における道路は、自動車の通行だけではなく、子どもから高齢者、障害者など様々な人が色々な目的や手段で移動します。また、道路は災害時の防災空間や、にぎわい創出や交流の場などの生活活動空間として貴重な公共空間でもあります。区は、このような利用者の多様性や道路の機能の多面性を考慮し、地域特性を踏まえた道路の配置計画により将来道路網の形成をめざしております。機能補償道路整備計画案については、外環事業者と世田谷区で協議しながら外環事業者が取りまとめ公表したものです。ライフライン等の詳細については、外環事業者や関係機関等と引き続き調整を図ってまいります。

28	東名ジャンクション周辺地区街づくり	<p>要望 中野田橋の拡張工事と接続道路の拡幅工事。 世田谷通りから中野田橋を經由して喜多見7丁目に達する道路の改良工事。</p> <p>理由 外かん道路の上部空間の利用 喜多見7丁目は畑地で長く耕作されていない。 利便性が高く、街づくりには有効な施策と史料されます。</p>	<p>ご要望いただいた道路については、区でも必要な道路と認識しており、区の道路の新設・拡幅整備に関する総合的な方針となる「せたがや道づくりプラン」において、主要生活道路(幅員10~13m程度)として位置づけております。事業化の時期は決まっておりませんが、周辺街づくりの中で必要とされる道路整備は機会を逃すことなく検討してまいります。</p>
29	東名ジャンクション周辺地区街づくり	<p>素案報告会配布資料のP44の「3. 道路ネットワークの配置案」の中で、外環事業者が整備する道路が水道道路につながっていることは困ります。通過交通量が多くなり、スクールゾーンでもあるので危険です。水道道路と連絡しないで下さい。 同じくP46の「5. 先行して進める路線案」についても拡幅することで世田谷通りと多摩堤通りを結びぬけ道となるので、交通量が多くなり危険です。慎重に検討されます様お願いします。</p>	<p>外環事業者が整備する道路(機能補償道路)は、外環の整備に伴い分断されるなど機能を失ってしまう既存道路の機能回復や事業区域沿道への接道を考慮する必要があることから、整備は欠かせないと考えております。その結果、機能補償道路が水道道路につながることであります。 また、区が東名ジャンクション周辺地区で検討している道路計画でも、通過交通対策は重要なことと認識しております。今後も、外環事業者や交通管理者とともに交通安全対策や通過交通対策等について、地域の皆様のご意見をお伺いしつつ、引き続き具体的な検討を進めてまいります。</p>
30	東名ジャンクション周辺地区街づくり	<p>今後の街づくりの進め方についてだが、道路整備を進めていく段階で、一時的にへび玉状の道路ができてしまうのは仕方ないと思う。ただ、道路拡幅部分に迷惑駐車されてしまうなど、早い時期に協力した住民が泣きを見ないよう工夫していただきたい。</p>	<p>拡幅した道路空間の適正管理は非常に大切なことと考えております。どのような対策が可能であるか検討したいと考えております。</p>
31	東名ジャンクション周辺地区街づくり	<p>周辺街づくりで示された道路ネットワークの配置案について、今回、素案報告会で説明があったが、配置案で示された道路沿いにお住まいの方にも説明が必要ではないか。</p>	<p>区としても説明が必要であると考えておりますので、今後、「道路ネットワークの配置案」で示した路線ごとに、住民の皆様にご説明し、ご意見を伺う機会を設けます。</p>
32	外環事業(機能補償道路)	<p>当初から要望してきましたが、砧小学校からの下り坂での自転車事故が自宅前で多発するなど、非常に危険な道路事情だという認識があります。また、水道道路は小学生の通学路でもあることから、子供達や高齢者等交通弱者に配慮した計画が優先されるべき課題となる。こうした水道道路に、新たに多摩堤通りに接続する道路を整備することはさらなる事故を誘発する道路となる可能性がある。機能補償道路を整備する際は、通過交通(流入)を規制し、また歩行者・自転車など近隣住民の安全と生活を第1としたプランにすることを強く要望します。</p>	<p>外環事業者が整備する道路(機能補償道路)は、外環の整備に伴い分断されるなど機能を失ってしまう既存道路の機能回復や事業区域沿道への接道を考慮する必要があることから、整備は欠かせないと考えております。その結果、機能補償道路が水道道路につながることであります。 今後、外環事業者が通過交通対策や交通安全対策等について、地域の皆様のご意見をお聴きしつつ、引き続き具体的な検討を進めていくと伺っております。区としても、通過交通対策や交通安全対策等は重要なことと認識しており、今回いただいたご意見についても、外環事業者に伝えてまいります。</p>

33	外環事業 (機能補償道路)	喜多見大橋と世田谷通りの間で多摩堤通りに交差する機能補償道路があるが、この機能補償道路からは多摩堤通りに右折できない。利用できないような道路ができては仕方がないと思う。	機能補償道路の交通規制につきましては、周辺道路とのネットワークとの整合を図りながら、接続する多摩堤通りの道路管理者である東京都や、交通管理者との協議が必要と考えております。 現在、外環事業者において機能補償道路について検討が行われておりますので、その中で十分に考慮するよう伝えてまいります。
34	外環事業 (外環本体事業)	喜多見6丁目の住環境は外環が地上に出てくる所となり、料金所やランプの建設があり、大変悪化すると心配しています。	平成21年4月に国土交通省並びに東京都が公表した「東京外かく環状道路(関越道～東名高速間)対応の方針」にも記載のとおり、本事業は、法に基づき環境影響評価の手続が適切に行われており、平成19年4月に公表された環境影響評価書及び平成24年3月の事後調査の計画に記載した内容に従い、事業の進捗にあわせて事後調査を実施することとしています。 区としましては、対応の方針により公表された内容が今後も適切に実施されるよう、外環事業者に求めてまいります。